

# (写)

長門市告示第 107 号

令和 7 年 6 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 3 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 7 年 6 月 13 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

## 議案

第 1 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 1 号）

第 2 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 3 号 長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例  
の一部を改正する条例

第 4 号 長門市水道給水条例等の一部を改正する条例

第 5 号 財産の取得について（GIGA スクール用端末）

第 6 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

第 7 号 訴訟上の和解及び権利の放棄について

第 8 号 市の区域内の字の区域の変更について

第 9 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第 10 号 長門市監査委員の選任について

## 報告

第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告に  
ついて

第 2 号 令和 6 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報  
告について

第 3 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の  
報告について

第 4 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

第 5 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

令和 7 年 6 月

長門市議会定例会

議 案

## 目 次

### 議案

- 第 1 号 令和 7 年度長門市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 号 令和 7 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 号 長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例  
の一部を改正する条例
- 第 4 号 長門市水道給水条例等の一部を改正する条例
- 第 5 号 財産の取得について（GIGA スクール用端末）
- 第 6 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 第 7 号 訴訟上の和解及び権利の放棄について
- 第 8 号 市の区域内の字の区域の変更について
- 第 9 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 10 号 長門市監査委員の選任について

### 報告

- 第 1 号 令和 6 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告に  
ついて
- 第 2 号 令和 6 年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報  
告について
- 第 3 号 令和 6 年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の  
報告について
- 第 4 号 公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について
- 第 5 号 一般社団法人アグリながとの経営状況について

議案第 3 号

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

長門市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例（令和元年長門市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第 3 条 市長は、促進区域内において、この条例の施行の日から<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>までの間に、承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者に対し、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。</p>	<p>本則</p> <p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第 3 条 市長は、促進区域内において、この条例の施行の日から<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までの間に、承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者に対し、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（この条例の施行の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

長門市水道給水条例等の一部を改正する条例

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市水道給水条例等の一部を改正する条例

(長門市水道給水条例の一部改正)

第 1 条 長門市水道給水条例（平成 17 年長門市条例第 191 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 2 章 給水装置の工事及び費用 (工事の施行)</p> <p>第 7 条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去の設計及び工事は、市長が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定をした者(法第 25 条の 3 の 2 に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行うものとする。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 給水装置の工事及び費用 (工事の施行)</p> <p>第 7 条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去の設計及び工事は、市長が水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定をした者(法第 25 条の 3 の 2 に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。)(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が行うものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市下水道条例の一部改正)

第 2 条 長門市下水道条例（平成 17 年長門市条例第 151 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 2 章 排水設備の設置等</p>	<p>本則</p> <p>第 2 章 排水設備の設置等</p>

<p>(排水設備等を行う業者の指定) 第 8 条 (略) 2 (略) 3 <u>第 1 項の規定に関わらず、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができる。</u></p>	<p>(排水設備等を行う業者の指定) 第 8 条 (略) 2 (略) (新設)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 3 条 長門市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年長門市条例第 153 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (排水設備等の工事) 第 8 条 排水設備の設計及び施工は、下水道条例第 8 条<u>第 1 項</u>の規定により市長が指定した者でなければ行ってはならない。 2 <u>前項の規定に関わらず、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができる。</u></p>	<p>本則 (排水設備等の工事) 第 8 条 排水設備の設計及び施工は、下水道条例第 8 条_____の規定により市長が指定した者でなければ行ってはならない。 (新設)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 4 条 長門市漁業集落排水処理施設条例（平成 17 年長門市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (排水設備等の工事) 第 8 条 排水設備の設計及び施工は、下水道条例第 8 条<u>第 1 項</u>の規定により市長が指定した者でなければ行ってはならない。 2 <u>前項の規定に関わらず、災害その他非常の場合において、市長が他の</u></p>	<p>本則 (排水設備等の工事) 第 8 条 排水設備の設計及び施工は、下水道条例第 8 条_____の規定により市長が指定した者でなければ行ってはならない。 (新設)</p>

市町村長の指定を受けた者に工事を  
行わせる必要があると認めるとき  
に、他の市町村長の指定を受けた者  
に工事を行わせることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 5 号

財産の取得について（GIGA スクール用端末）

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

### 記

#### 1 取得財産

GIGA スクール用端末（Chrome OS） 1, 6 8 5 台

#### 2 取得価格

9 2, 6 7 5, 0 0 0 円

（うち消費税及び地方消費税の額 8, 4 2 5, 0 0 0 円）

#### 3 取得の方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約

（山口県教育 ICT 推進協議会が実施した GIGA スクール用端末（Chrome OS）  
共同調達公募型プロポーザル方式）

#### 4 取得の相手方

広島県広島市中区袋町 4 - 25

株式会社大塚商会広島支店

支店長 真子 健

議案第 6 号

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び長門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年長門市条例第 56 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

1 取得財産

消防ポンプ自動車 1 台

2 取得価格

25,685,000 円

（うち消費税及び地方消費税の額 2,335,000 円）

3 取得の方法

指名競争入札による契約

4 取得の相手方

山口市朝田 10274 番地 4

株式会社クマヒラセキュリティ山口支店

支店長 中村 幸一



行長門支店の「長門市会計管理者（ナガトシカイケイカンリシャ）」名義の普通預金口座（口座番号 0410664）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告■■■■の負担とする。

- (3) 被告■■■■は、原告に対し、本件解決金として、連帯して、80万円の支払義務があることを認める。
- (4) 被告■■■■は、原告に対し、連帯して、前項の金員を、令和7年7月31日限り、山口銀行長門支店の「長門市会計管理者（ナガトシカイケイカンリシャ）」名義の普通預金口座（口座番号 0410664）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告■■■■の負担とする。
- (5) 被告■■■■は、原告に対し、本件解決金として、55万円の支払義務があることを認める。
- (6) 被告■■■■は、原告に対し、前項の金員を分割して、令和7年7月から令和16年8月まで毎月末日限り 5,000円ずつ、山口銀行長門支店の「長門市会計管理者（ナガトシカイケイカンリシャ）」名義の普通預金口座（口座番号 0410664）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告■■■■の負担とする。
- (7) 被告■■■■が前項の分割金の支払を2回以上怠ったときは、当然に期限の利益を失い、被告■■■■は、原告に対し、第5項の金員から前項による既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金を支払う。
- (8) 被告■■■■が前項により期限の利益を失うことなく令和12年6月末日までに第6項の分割金の内30万円を支払ったときは、原告は、被告■■■■に対し、第5項の残金25万円の支払義務を免除する。
- (9) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (10) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間及び被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (11) 訴訟費用は各自の負担とする。

#### 4 権利の放棄

和解の内容に沿い、相手方が期限の利益を失うことなく令和12年6月末日までに分割金の内30万円を支払ったときは、次のとおり権利を放棄することとす

る。

- (1) 権利の内容 和解に基づく相手方が市に対して負う金員の支払義務の一部
- (2) 相手方 被告■■■■
- (3) 放棄する権利の金額 25万円

議案第 8 号

市の区域内の字の区域の変更について

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づく土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業 本郷地区）の実施による換地処分に係る土地について、換地処分の公告があった日の翌日から、長門市の区域内の字の区域を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

字区域変更調書

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
油谷向津具下	下本郷	油谷向津具下	北河内	2482 の一部	田
〃	〃	〃	〃	2483 の 1	原野
〃	〃	〃	〃	2483 の 2	公衆用道路
〃	〃	〃	南ノ方	2490 の 2	〃
〃	本郷須川	〃	下本郷	2705 の一部	田
〃	〃	〃	〃	2710 の一部	〃
〃	田畑	〃	本郷中八反	2718	〃
〃	〃	〃	〃	2721	〃
〃	〃	〃	〃	2722	〃
〃	〃	〃	〃	2723 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	2723 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	2724	〃
〃	〃	〃	〃	2725	〃
〃	〃	〃	本郷大坪	2728 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2731 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2731 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2731 の 3 の一部	雑種地
〃	〃	〃	〃	2737 の 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	2737 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2738 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2738 の 2 の一部	〃
〃	下本郷	〃	〃	2738 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2739 の 2	〃
〃	本郷大坪	〃	本郷山崎	2740 の 1	〃
〃	本郷須川	〃	〃	2740 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	2740 の 3	〃
〃	本郷大坪	〃	〃	2741 の 1	〃
〃	本郷須川	〃	〃	2741 の 2	〃
〃	本郷大坪	〃	〃	2742 の 1	〃
〃	本郷須川	〃	〃	2742 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	2742 の 3	〃
〃	本郷大坪	〃	〃	2743 の 1	〃

油谷向津具下	本郷須川	油谷向津具下	本郷山崎	2743 の 2	田
〃	本郷大坪	〃	〃	2743 の 3	〃
〃	〃	〃	〃	2744 の 1	〃
〃	本郷須川	〃	〃	2744 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	2744 の 3	〃
〃	本郷大坪	〃	〃	2745 の 1	〃
〃	本郷須川	〃	〃	2745 の 3	〃
〃	本郷大坪	〃	〃	2746 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	2747 の 1	〃
〃	本郷須川	〃	〃	2747 の 3	〃
〃	本郷大坪	〃	〃	2748 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	2749 の 1	〃
〃	本郷須川	〃	〃	2749 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	2750 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	2750 の 2	用悪水路
〃	〃	〃	〃	2751 の 1	田
〃	〃	〃	〃	2751 の 2	用悪水路
〃	〃	〃	〃	2752	〃
〃	本郷大坪	〃	〃	2753 の 1	田
〃	本郷須川	〃	〃	2753 の 2	用悪水路
〃	本郷大坪	〃	〃	2754 の 1	田
〃	〃	〃	〃	2754 の 4	公衆用道路
〃	本郷鳥ノ子	〃	本郷鳶矢	2759 の 3	田
〃	〃	〃	〃	2759 の 6	〃
〃	本郷	〃	〃	2762 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2763 の一部	〃
〃	本郷三ツ安	〃	〃	2765 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2765 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2766 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2767 の一部	〃
〃	本郷	〃	〃	2767 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2768	〃
〃	〃	〃	本郷三ツ安	2769 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2770 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2771 の一部	〃

油谷向津具下	本郷三ツ安	油谷向津具下	本郷谷ノ前	2775 の 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	2775 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2776 の一部	〃
〃	本郷	〃	〃	2776 の一部	〃
〃	本郷小谷	〃	〃	2777 の 2 の一部	〃
〃	本郷	〃	〃	2780 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2780 の 3 の一部	〃
〃	本郷小谷	〃	〃	2783 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	2786 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2787 の 2 の一部	〃
〃	宗信	〃	本郷小谷	2804 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2805 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2805 の 3 の一部	〃
〃	本郷小谷	〃	本郷川久保	2806 の 2 の一部	〃
〃	下本郷	〃	本郷須川	2848 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2849 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2851 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2852 の 1 の一部	〃
〃	本郷須川	〃	栴木	2931 の 2	〃
〃	本郷鳥ノ子	〃	天神	3972 の 1	〃
〃	〃	〃	〃	3972 の 2	雑種地
〃	〃	〃	〃	3973 の 1 の一部	田
〃	本郷川久保	〃	〃	3973 の 1 の一部	〃
〃	本郷鳥ノ子	〃	〃	3973 の 4	〃
〃	本郷川久保	〃	上ヶ田	4100 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	4101 の 1 の一部	〃
〃	本郷小谷	〃	〃	4101 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	4101 の 3 の一部	〃
〃	本郷川久保	〃	〃	4101 の 3 の一部	〃
〃	本郷谷ノ前	〃	迫田	4598 の 1 の一部	〃
〃	本郷小谷	〃	〃	4598 の 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	4598 の 2 の一部	〃
〃	本郷谷ノ前	〃	本郷	4685 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	4687 の一部	〃
〃	下本郷	〃	田畑	4887 の 2	〃

油谷向津具下	下本郷	油谷向津具下	田畑	4888 の 2 の一部	田
〃	北河内	〃	〃	4888 の 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	4889 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	4892 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	4895 の 2	〃
〃	〃	〃	〃	4897 の 2	〃
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					

議案第9号

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年5月19日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により市議会の承認を求める。

令和7年6月13日提出

長門市長 江 原 達 也

## 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 19 日

長門市長 江 原 達 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

### 2 和解の内容

長門市の責任割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 299,519 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

### 3 損害賠償の額 299,519 円

### 4 発生の原因となる事実

令和 7 年 5 月 9 日午後 1 時頃、長門市日置上 6321 番地 5 所在のふれあいプラザはまゆう日置敷地内において、ふれあいプラザはまゆう日置の雨樋が、暴風により建物西側に駐車していた相手方の軽四輪自動車の上に落下し、車両の右サイドミラーの破損並びにルーフの塗装剥離及びへこみを及ぼし、物的損害を与えたもの

議案第 10 号

長門市監査委員の選任について

長門市監査委員に下記の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 岡村 節子
- 3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

令和 6 年度長門市一般会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告について  
令和 6 年度長門市一般会計予算中、繰越明許費として予算繰越した事業に係る  
繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 22  
年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也

令和6年度 長門市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
総務費	総務管理費	油谷地区小さな拠点づくり推進事業	75,285,000	63,185,000	63,100,000				85,000
		防災備蓄整備事業	5,148,000	5,148,000		2,574,000			2,574,000
	徴税费	定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業	127,874,000	127,874,000		127,874,000			
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業	168,157,000	31,534,100		31,534,100			
農林水産業費	農業費	畜産団地整備事業	60,865,000	46,065,000			45,600,000		465,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	8,500,000	5,400,000		5,400,000			
		農地耕作条件改善事業	12,000,000	7,800,000		6,435,000		429,000	936,000
	水産業費	漁業経営構造改善事業	2,025,000	2,025,000		1,350,000			675,000
		県営漁港ストックマネジメント事業費負担金	27,811,000	22,642,780	42,780		22,600,000		
		県営漁港海岸堤防等老朽化対策事業費負担金	2,751,000	2,750,070					2,750,070
		県営外海地区水産環境整備事業費負担金	379,000	378,667					378,667
		海岸保全施設整備事業	16,150,000	16,150,000	50,000	7,750,000	8,300,000		50,000
		漁港施設整備事業	210,000,000	210,000,000		100,000,000	110,000,000		
	商工費	商工費	三隅地区工場用地整備事業	12,551,000	9,951,000				
ぶちとくながと生活優待券第三弾発行事業			235,060,000	233,791,540		59,085,540		160,000,000	14,706,000
省人化・省力化機器等導入支援事業			12,000,000	11,992,000		11,992,000			
ながとプレミアム宿泊券事業			150,000,000	150,000,000		50,000,000		100,000,000	
観光費		観光施設等整備事業	297,000	297,000					297,000
		満足度の高い「ながと時間」創出事業	36,960,000	36,927,000			32,600,000		4,327,000
土木費	道路橋梁費	市道津黄線落石防止事業	33,325,000	30,274,000	47,700	14,882,000	15,300,000		44,300
		橋梁等改修事業	17,100,000	16,265,000		9,695,000	6,500,000		70,000
消防費	消防費	西消防署庁舎建設事業	9,054,000	5,454,000					5,454,000
教育費	小学校費	学校施設改修事業	92,798,000	92,798,000		11,477,000	71,400,000		9,921,000
	中学校費	学校施設改修事業	128,475,000	128,475,000		14,696,000	75,800,000		37,979,000
	社会教育費	仙崎公民館整備事業	35,655,000	20,900,000	57,932		5,300,000		15,542,068
		重要文化財有柄細形銅剣保存活用事業	2,968,000	2,968,000					2,968,000
		国史跡村田清風旧宅整備事業	1,299,000	1,069,200					1,069,200
	保健体育費	中学校部活動地域移行事業	32,675,000	26,375,000					26,375,000
災害復旧費	農林水産業施設災害復旧費	現年農地農業用施設災害復旧事業	16,118,000	14,618,000		9,470,500		329,500	4,818,000
		過年農地農業用施設災害復旧事業	20,700,000	7,266,870		7,208,735		58,135	
	公共土木施設災害復旧費	現年公共土木施設災害復旧事業	87,576,000	66,976,000	4,000	21,346,000	33,400,000		12,226,000
計			1,641,556,000	1,397,350,227	63,302,412	492,769,875	426,800,000	260,816,635	153,661,305

報告第2号

令和6年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

令和6年度長門市水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出

長門市長 江 原 達 也

令和6年度長門市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越額を要する棚卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
		上水道事業										
資本的支出	建設改良費	市道荒人新市線配水管布設替工事	6,000,000	0	6,000,000	0	0	0	6,000,000	0	0	資材の製造・調達に不測の日数を要したため
		長行浄水場浄水濁度計取替工事	2,992,000	0	2,992,000	0	0	0	2,992,000	0	0	機器製作において、構成材料の納入に不測の日数を要したため

報告第3号

令和6年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費繰越計算書の報告について

令和6年度長門市下水道事業会計予算に係る建設改良費について、別紙繰越計算書のとおり繰越しをしたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和7年6月13日提出

長門市長 江 原 達 也



款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越する棚卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
		農業集落排水建設事業										
		長門市農業集落排水施設通報装置取替工事	41,500,000	0	41,500,000	20,000,000	0	20,500,000	1,000,000	0	0	国の補正による事業採択により、発注時期を調整したため
		三隅地区不明水対策工事	26,000,000	0	26,000,000	12,500,000	0	12,700,000	800,000	0	0	国の補正による事業採択により、発注時期を調整したため
		農業集落排水施設処理区統合測量設計業務(三隅中・中小野)	15,500,000	0	15,500,000	7,500,000	0	7,600,000	400,000	0	0	国の補正による事業採択により、発注時期を調整したため
		漁業集落排水事業										
		通浄化センターNo2・3返送汚泥ポンプ取替工事	6,684,700	0	6,684,700	0	0	6,300,000	384,700	0	0	社会情勢の変化による原材料の不足や高騰で機器類の調達に不測の日数を要したため
	資本的支出	建設改良費										

報告第4号

公益財団法人長門市文化振興財団の経営状況について

公益財団法人長門市文化振興財団における令和6年度決算及び令和7年度事業計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和7年6月13日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第 5 号

一般社団法人アグリながとの経営状況について

一般社団法人アグリながとにおける令和 6 年度決算及び令和 7 年度事業計画について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

長門市長 江 原 達 也